

御前崎市議会政治倫理審査委員会

日 時 令和 7 年 1 月 24 日（金）午前 8 時 56 分開会
場 所 市役所 4 階 全員協議会室

- 1 開会
 - 2 審査請求の適否
 - 3 今後の進め方
 - 4 その他
 - 5 閉会
-

○出席委員（9名）

福田 伸次	川口 知幸	石川 貴広	小田 芳久	櫻井 勝
河原崎 恵士	渥美 昌裕	阿形 昭	阿南 澄男	

○欠席委員（なし）

○審査請求者

二俣 秀明	植田 浩之	村田 明彦
-------	-------	-------

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 清水 正明	書記 松下 伊佐央
--------------	-----------

〔午前 8 時 56 分 開会〕

○委員長（河原崎恵士） 互礼を行います。一同「礼」。

ただいまから、第 2 回御前崎市議会政治倫理審査委員会を開催いたします。

会議に先立ちまして、御報告いたします。本日の審査委員会も傍聴の申出があり、これを許可しております。また、報道関係からは、写真撮影等の申出があり、これも許可しておりますので、御了承願います。

それでは、これより会議に入ります。議題 1 「審査請求の適否について」を議題といたします。審査請求の内容につきましては、前回の委員会において、事務局より説明がありましたが、審査請求の適否を判断するため、審査請求者から審査請求理由をお聞きしたいと思います。本日は、審査請求者である二俣秀明議員、植田浩之議員、村田明彦議員の 3 名に御出席いただいております。

それでは、審査請求の代表者である二俣秀明議員から、審査請求理由について、説明をお願いいたします。

○審査請求者（二俣秀明） 二俣秀明です。審査請求者を代表して、審査請求理由を申し上げます。

請求理由は、審査請求書に記載したとおり、令和6年12月25日に発信された高田議員のブログの内容が政治倫理基準に違反する疑いがあると思いましたので、植田浩之議員、村田明彦議員と私の3名で、去る1月14日、渥美議長へ審査請求書を提出いたしました。

高田議員のブログの内容を見ますと、令和6年12月議会最終日に上程された追加議案の審議の過程において、高田議員は議案の誤りに気付いていたにもかかわらず、質疑、討論はせず、黙っていたと記しています。議員は、市民を代表して意思決定を行う責任があり、提出された議案に対し、適切な質疑や討論を行う義務があります。議案の誤りに気付いたにもかかわらず、意図的に黙認した行為は、議員として市民の信頼を著しく損ねるものと考えます。

「職員や議員がもらえなくなるだけ」との記述についても、議員は、市全体の利益を考慮して行動する義務があり、職員や議員なら不利益を被っても良いという考えは誤っており、改めるべきと考えます。

また、感情的に「私が悪者にされた」とか「ざまあみろだ」という表現を使うこと自体、議員としての中立性や公平性を欠くものであり、このような品位に欠ける不適切な記述も、市民と議会の信頼関係を損なう大きな要因となるものです。

最後に、「多分、財政健全化のための犠牲精神があるのしょうね」という表現も、先輩議員に対し、大変失礼な物言いであります。そもそも、財政健全化を図るためには、その方針や理由が明確でなければなりません。議員が「犠牲精神」という表現でそれを説明するのは、議会の決定過程を曖昧にするおそれがあり、結果的に市民の信頼を損なうことにつながるものです。このような不適切な表現を用いた情報を、ブログというメディアを通じて不特定多数の人に広く発信した高田議員の行動は、御前崎市議会議員政治倫理規程の第3条第1号及び第6号の基準に反するものと考えます。以上、審査請求の理由の説明とさせていただきます。

○委員長（河原崎恵士） 審査請求理由の説明が終わりました。審査請求書への質疑はありますか。

○副委員長（阿南澄男） 確認の意味でお聞きします。

高田議員のブログの記述で「私が悪者にされた」、「ざまあみろだ」という2つの表現が、議員としての品位に欠けるとの説明がありました。前段の「私が悪者にされた」は、12月議会定例会における総務経済委員会で、高田議員が自らの主張を繰り返し、委員長の議事進行に協力しなかったため、議会運営委員長の私と議長から厳重注意されたことの意趣返しであります。

また、「ざまあみろ」の記述は問題外であります。議員以前に人としての品位を疑うものであります。「ざまみろ」という言葉の意味は、人の失敗をあさげり、ののしって言う言葉です。不利益を被ることとなった同僚議員と市職員に対し、「自分たちの無様な姿を見てみろ」と、一段高いところか

から見下した物の言い方であります。

また最後に、「多分、財政健全化のための犠牲的精神があるのでしょうか」という表現も、財政健全化を真剣に議論している同僚議員を侮辱するものです。ブログでは、ベテラン議員としていますが、明らかに個人を特定できるもので、その議員はそのような判断基準で議案の賛否を決めていると言っているのです。明らかに同僚議員の名誉を毀損する記述であります。政治倫理規程の第3条第6号に該当するとした理由は、そのように理解してよろしいでしょうか。

○審査請求者（二俣秀明） 二俣です。

人にはいろいろ受け取り方があると思いますので、そういったことも含めて、委員会で話をしていただけだと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（河原崎恵士） よろしいですか。

○副委員長（阿南澄男） はい。

○委員長（河原崎恵士） ほかの皆さんは、いかがでしょうか。

〔なし〕

○委員長（河原崎恵士） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原崎恵士） それでは、質疑なしと認めます。

審査請求者は退席していただいて結構です。なお、会議を引き続き傍聴されるようでしたら、傍聴席への移動をお願いいたします。

○委員長（河原崎恵士） これより審査請求の適否について、決定したいと思います。

今回の審査請求が本委員会で審査すべき事案か否かということですが、これについて委員の皆様から、御意見を伺いたしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員（櫻井勝） それは、ぜひそのようにやっていただきたいと思いますし、私から一点これがこの場に馴染む話かどうか分かりませんが、少し発言させていただきたいと思います。

この件につきまして、議会事務局並びに御前崎市に、市民からどのような声が上げられているのかということをお知らせいただきたいと思います。

○委員長（河原崎恵士） 議会事務局長、市民の皆さんの意見は寄せられていますでしょうか。寄せられているようでしたら、差し障りのないところをお知らせいただきたいと思います。

○議会事務局長（清水正明） 議会事務局へは電話での問合せを3件いただいております。

内容につきましては、この場での説明は控えさせていただきたいと思いますが、批判的な御意見だったと思っております。なお、執行部側の総務課など、そういったところへの電話は、こちらでは把握してございません。

○委員長（河原崎恵士） ほかの皆さんから、御意見はありますか。

○副委員長（阿南澄男） 今、櫻井委員から、議会事務局にどのような御意見が寄せられたかという問いがあったわけですが、ここにいるそれぞれの委員にも、それぞれの支援者からあるいは、外部の方からどういったことだという御意見が寄せられていると思うのです。私の場合は正直申し上げて、「とにかくけしからん」、「これは何だ」というような強い意見が多いのです。

先ほど私が質疑しましたように、「ざまあみろ」とかといったことを言い、ましてや議会の審議をないがしろにしているような発言は、議員としてあるまじき行為だと思うのです。当然、これは我々倫理審査委員会として、取上げて審査する必要は十分にあると思います。

それと同時に、今日も既にテレビ局が2局来ていますので、この様子が県内全域にわたって今夜また報道されると思います。同時にインターネットを通じて、日本国中に話が広がっているわけです。皆さんもYouTubeを見る機会があると思いますけれど、YouTubeを見ると、日本全国の議会の様子が放送されています。そういった点からすれば、しっかりと審査して、結論を出していくことがここにいる我々の責務だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（河原崎恵士） ほかの皆さんから、御意見はありますか。

〔なし〕

○委員長（河原崎恵士） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原崎恵士） ほかに意見がないようでありますので、お諮りいたします。

今回の審査請求は、政治倫理基準に照らして審査すべき事案と認め、審査に適しているものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原崎恵士） 異議なしと認めます。

よって、今回の審査請求は、審査に適しているものと決定いたしました。

○委員長（河原崎恵士） 次に、議題2「今後の進め方について」を議題といたします。

政治倫理規程第8条第2項において、「審査会は審査を行うため、必要と認めるときは対象議員及び関係人に対し、資料の請求、事情聴取その他必要な調査を行うことができる」とされております。また、同条第3項において、「審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない」とされています。このことを踏まえて、今後の審査の進め方について、委員の皆さまからの意見を求めます。意見はありますか。

〔なし〕

○委員長（河原崎恵士） 意見がないようでありますので、私から、次回は高田議員本人から事情聴取をして、本人が希望するのであれば、弁明の機会を与えればいいと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○副委員長（阿南澄男） 今、委員長が申したとおり、申立てがあれば本人の弁明も聞くということ
は必要でございますので、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。

○委員長（河原崎恵士） 次回は、高田議員からの事情聴取と、それに対する質疑応答ということに
したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原崎恵士） それでは、次回は対象議員からの事情聴取と質疑応答ということで、審査
対象議員である高田和幸議員に出席を要求いたしますので、御承知おきください。

また、前回の会議でもお伝えしましたが、審査報告書を早期に取りまとめる必要があります。

よって、次回はこの件に関する各委員の意見もお伺いしたいと思いますので、あわせて御承知おき
ください。開催日時は1月31日、金曜日、午前9時からです。

以上で、本日の議題は全て終了しましたが、その他で何かありますか。

○委員（川口知幸） 次回、各委員の意見を聞くということですが、どのタイミングで皆さん
の意見を聞くのでしょうか。

○委員長（河原崎恵士） 高田議員からの事情聴取を終えて、高田議員が退席した後、皆さまに御意
見をお聞きしたいと思います。

その際ですが、これはできれば非公開で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。それで
よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原崎恵士） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

○委員長（河原崎恵士） 以上で、本日の会議を終了いたします。

副委員長、閉会の挨拶をお願いいたします。

○副委員長（阿南澄男） それでは、以上をもちまして、第2回の審査委員会を終了させていただきます。
御苦労さまでした。

〔午前9時10分 閉会〕

ここに会議の経過を記録して、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

委員長 河原崎 恵士